

教育委員会神祇官分室の目的外使用許可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市行政財産使用料条例（昭和42年西宮市条例第46号。以下「条例」という。）及び西宮市教育財産管理規則（昭和55年西宮市教育委員会規則第17号。以下「規則」という。）の規定に基づき、教育委員会神祇官分室の目的外使用許可等に関して必要な事項を定める。

(使用許可の範囲)

第2条 規則第10条第4号の規定による教育財産の目的外使用許可は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 教職員その他教育関係者の福利厚生を目的とした団体が使用する場合
- (2) 教職員の地位の向上、労働条件の維持・改善を目指す団体が使用する場合

(光熱水費の負担免除)

第3条 規則第16条ただし書きの規定により、負担を要しない場合は、次のとおりとする。

社会教育関係団体、青少年関係団体が使用する場合で、事前に免除の申請を西宮市教育委員会に提出している場合

(使用料の減免)

第4条 条例第6条第3号の規定による使用料の減免は、次の定めるところにより行う。
304号室について、青少年育成課主催事業等、公用での使用時間を確保するため、使用時間を制限する場合

付則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。